

公益社団法人青森県看護協会支部規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県看護協会細則第2条の規定にもとづき、地区住民の健康な生活の実現に寄与するために設置する支部の活動を円滑かつ効果的に遂行することを目的として、定める。

(事務所)

第2条 支部事務所は、支部長の定めるところによる。

(事業)

第3条 支部は、公益社団法人青森県看護協会（以下「協会」という。）目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 看護に係る教育及び研究に関する事業
- (2) 地域住民の健康と福祉の向上に関する事業
- (3) 会員等の資質の向上及び福祉に関する事業
- (4) その他必要と認める事業

(会員)

第4条 支部の会員は、協会会員で、当該支部内に居住し又は勤務するものとする。

(役員)

第5条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
 - (2) 副支部長 2人以内
 - (3) 記録係 4人以内
 - (4) 庶務係 4人以内
 - (5) 幹事 21人以内
- 2 支部長は、地区理事とする。
 - 3 副支部長以下の役員は、支部集会において選任する。
 - 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 役員構成は、各職能が入ることが望ましい。
 - 6 役員に欠員を生じた場合は、会員の中から選任するものとし、その任期は前任者

の残任期間、もしくは第4項に準じてとり扱う。

(役員の仕事)

第6条 支部長は、会務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、第一副支部長、第二副支部長の順位により会務を代行する。

3 記録係は、会議の議事を記録する。

4 庶務係は、公益社団法人青森県看護協会運営本部との連絡を密にし、物品調達、物品受払、事業実施に要する経費計算等の庶務事務を担当する。

5 幹事は、所属施設等の会員を代表し役員会において会員の意思を反映させ、会務事項等の連絡調整を行う。

(支部集会並びに役員会)

第7条 本支部の支部集会は年1回開催する。

2 本支部の役員会は、年4回以上開催する。

3 本支部の支部集会は、会員の5分の1以上(委任状を含む)、役員会は役員数の過半数の出席をもって成立する。

4 本支部の支部集会並びに役員会は、公益社団法人青森県看護協会定款及び細則の定めるところに準ずる。

(支部規程の変更)

第8条 この規程を変更しようとするときは、公益社団法人青森県看護協会理事会の承認を得、支部集会において出席会員の過半数の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2019年5月25日から施行する。